

平成22年3月23日

調査結果報告書

三田市行政監察員 亀井 尚也 印

通報受理日	平成22年 1月 22日	
通報の形態	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> FAX	(時 分 ~ 時 分)
通報者	<input type="checkbox"/> 実名 (※) <input type="checkbox"/> 匿名	所属部署
通報内容	自治労三田市職員組合が地方公務員法第37条に禁止された争議行為の計画・助長をしている事実がある、との内容であった。	
調査経過	2月2日 市長に公益目的通報の概要及び対応方針を報告 2月5日 市長に、本公益目的通報において指摘されている事実の有無、三田市の対応等について照会 2月10日 上記照会に対する回答を市長から受領 3月3日 コンプライアンス推進本部事務局を介して通報対象者に「公益目的通報の要旨の告知等」を交付し、弁明の機会を付与 3月12日 通報対象者から回答書を受領 3月23日 市長に本公益目的通報についての調査結果報告書を提出	
調査結果	別紙のとおり	
添付資料の内訳	無し	
備考	無し	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。

(別紙) 調査結果

本件は、通報者が匿名であるため、通報書に同封されている書類以外に通報者からの事実確認は不可能であった。このため、市当局への照会等により事実確認のうえ、通報対象者の弁明を求めるという調査方法を採用した。

公益通報者保護法第2条によれば、公益通報の対象者は労働者の労務提供先又は労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者とされており、三田市公益目的通報者保護条例第2条によれば、公益目的通報の対象者は「職員等」とされ、この「職員等」は市の職員、事務受託者・請負事業者及びその役員・従業員、指定管理者及びその役員・業務従事者、市が財政支出を行っている法人の役員・職員をいうとされている。したがって、本件のように労働組合の委員長が公益目的通報の対象者に該当するのか、見解が分かれるところである。事実、本件の通報対象者からは、そもそも本件は通報対象にあたらないとの見解が述べられた。

当職としては、通報対象者である自治労三田市職員組合の委員長が三田市の職員でもあり、かつ通報内容が自治労三田市職員組合という団体の行為に限らず執行機関による計画・助長についても問題にしていることから、公益目的通報に該当する余地はあるとして、本通報を受理して事実関係の確認等に当たった。

その結果、自治労三田市職員組合において平成21年10月から平成22年1月末にかけての時期にストライキの計画がなされた事実は認められるが、市において各任命権者に対して地方公務員の争議行為にかかる通知、各部長・室長・所属部長に対して職員組合の争議行為にかかる通知を行い、ストライキ計画の前日に全職員に対して職務命令通告を掲示する措置を取っていること、現実にストライキが実行されたことはなく、市政運営上の弊害が出たとの指摘も特になく、認められた。他方、地方公務員に対する争議行為を禁止し、共謀・そそのかし・あおり行為を含めて広く処罰の対象としている地方公務員法の定めについては、最高裁判所で合憲との判断がなされているものの、憲法・労働法分野での学説上の争いや、国際的な批判も存在し、議論が続いている問題である。

以上によれば、行政監察員として、この問題に適法・違法の判断を表明することは差し控えるべきであると判断した。